

『徳島県がん患者団体協議会』 規約

第一条【会の名称と所在地】

本会は、『徳島県がん患者団体協議会』と称する。
本会は、所在地を徳島県徳島市川内町大松 767 とする。

第二条【目的】

本会は、徳島県内のがん患者会が共働して、相互に情報交換や交流を図り、がん療養生活がより向上し、安心して過ごせる社会づくりへの支援活動を目的とする。また、そのために行政や医療機関への要望活動を行う。

第三条【事業】

本会は、がん患者や家族、遺族、また医療関係者を会員とし、前条の目的を達成する為に次の行事を行う。

1. 定期的な運営員会の実施
2. がん患者や家族の声を反映した行政への要望書の提出
3. ピアサポート活動の充実、勉強会や講演会の開催

第四条【役員】

本会には、次の役員を置く。

- | | | |
|--------|-------|------------|
| 1. 代表 | 1 名 | 本会を統括する |
| 2. 副代表 | 1 名以上 | 本会の運営を担当する |

第五条【定例会】

適宜、代表が召集し次の事を議決する

1. 本会の計画と予算及び決算の承認
2. 規約の変更
3. その他、重要な事項

役員その他、会員の 1/3 以上が必要と認めた場合は、随時会議を開催する。なお、各議案への意見（賛否）は、書面または電磁的方法でも可能とする

第六条【会計】

会計月は、3 月とする。

【付則】

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する（会計を含む）

この規約の記載内容が正しいことを証明します。

代表 香留 美菜